

○国立大学法人東京農工大学資金運用管理規程

(平成 30 年 3 月 26 日経規程第 33 号)

第 1 章 資金運用管理に当たっての基本方針

(運用の目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京農工大学会計規則(以下「会計規則」という。)第 15 条の規定に基づき、余裕金の運用(以下「運用」という。)に関し、必要な事項を定めるとともに、資金を安全かつ効率的に運用することにより、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の中長期的な財政基盤の強化を図ると共に将来の教育研究の発展に資することを目的とする。

(運用の目標)

第 2 条 将来にわたって本学の財政の健全性を維持するに足る収益性を確保することを運用の目標とする。

(運用の範囲)

第 3 条 運用の範囲は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法」という。）が準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第 47 条に規定する業務上の余裕金とする。ただし、法第 34 条の 3 に規定する運用に当たっては、法第 34 条の 3 第 2 項に規定する業務上の余裕金とする。

2 前項ただし書きに規定する運用については、別に定める。

(運用の対象)

第 4 条 運用対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 準用通則法第 47 条各号に掲げるもの
- (2) 貯金又は決済用（為替差益を得る目的ではなく、かつ、海外金利を得る目的ではないもの）の外貨建ての預金
- (3) 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）に規定する特定社債券（ただし、当該債券の長期債格付又は当該債券の発行体格付が、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 66 条の 27 の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）のうち少なくとも一の法人において「A」相当以上の格付を取得しており、いずれの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。）
- (4) 社債券（第 1 号に規定するものを除く。）（株式・為替等のデリバティブ

付債券（仕組債）を除く。また、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも一の法人において「A」相当以上の格付を取得しており、いずれの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。）

- (5) 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの（コマーシャルペーパー）（ただし、当該有価証券の短期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、いずれの信用格付業者においても a-3 相当以下の格付がないものに限る。）

(運用の方法)

第 5 条 運用に当たっては、流動性を十分確保するとともに、国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（前条第 1 項第 3 号に規定する債券を除く。）以外の債券等を取得する場合、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、余裕金総額（第 3 条第 1 項本文に規定する業務上の余裕金の総額をいう。以下同じ。）の 2 割を超えないものとする。

(取得債券等格下げ時の対応)

第 6 条 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券で、取得後に別に定めるいずれの信用格付業者による格付も A 格未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、速やかに第 9 条に規定する資金運用管理委員会に報告するとともに、必要に応じて売却等の措置を講じる。ただし、保有を継続する場合には、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、余裕金総額の 2 割を超えないものとする。

第 2 章 運用資産構成

第 7 条 第 5 条に規定する場合において、当該債券等への投資額は、余裕金総額の 5 割以下とする。

第 3 章 運用管理体制等

(運用の評価)

第 8 条 運用の評価については、中長期の観点に立脚し、定量評価、組織、情報、運用内容の質等の定性評価を組み合わせ、総合的に行うものとする。

(資金運用管理委員会)

第 9 条 本学は、適切な資金運用管理に資するため、資金運用管理委員会を設置する。

2 資金運用管理委員会について必要な事項は、別に定める。

(資金の運用)

第 10 条 運用は、全て学長の権限と責任の下で行うものとする。

2 学長は、資金運用責任者を置き、理事（総務・財務担当）をもって充て、運用を行わせるものとする。

3 資金運用責任者は、資金運用管理委員会に諮った運用方針に基づき、運用を行う。

4 資金運用責任者は、次条第 1 項及び第 2 項に規定する資金運用計画表に基づき、安全かつ有利に運用を行うものとする。

(資金運用計画)

第 11 条 資金運用責任者は、会計規則第 10 条に規定する資金計画に基づき、あらかじめ資金運用計画表（別紙第 1 号様式）を作成し、学長の承認を受けなければならない。

2 学長は、前項の承認をするときは、原則として、経営協議会及び役員会の議を経なければならない。

3 資金運用責任者は、承認済の資金運用計画表を見直す必要が生じる場合には、速やかに変更資金運用計画表を作成し、学長の承認を受けなければならない。

4 学長は、前項の承認をしたときは、経営協議会及び役員会に報告しなければならない。

(運用報告)

第 12 条 資金運用責任者は、次の各号に掲げる事項に基づく報告書を、半期毎に作成し、資金運用管理委員会に報告するものとする。

(1) 報告期間末時点における個別金融商品の一覧表

(2) 運用資産構成比率

(3) 各金融商品別の運用の実績

(4) リスク状況（取引銀行、社債券、約束手形等の格付等）

2 資金運用責任者は、事業年度終了後に資金運用実績表（別紙第 2 号様式）を作成し、学長に報告するものとする。

3 学長は、前 2 項に規定する報告を受けたときは、経営協議会及び役員会に報

告し、必要に応じて審議等を行うものとする。

(倫理規程)

第13条 運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するための必要な措置については、国立大学法人東京農工大学役職員倫理規程を準用する。

(見直し)

第14条 この規程の改正は、資金運用管理委員会及び経営協議会並びに役員会の議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年3月26日から施行する。
- 2 国立大学法人東京農工大学資金運用規程(平成27年3月23日経規程第63号)は、廃止する。